

○武蔵野市地域包括ケア推進協議会設置要綱

平成18年4月1日要綱第11号

改正

平成20年4月1日
平成21年5月1日
平成27年4月7日要綱第84号
平成28年4月1日要綱第41号

武蔵野市地域包括ケア推進協議会設置要綱
(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第5条第3項の地方公共団体の責務に基づき、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するため、武蔵野市地域包括ケア推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 武蔵野市の地域包括ケアの推進に関する事項について審議するとともに、必要に応じ、市長に対して意見を述べること。
- (2) 次に掲げる事項の承認について、審議すること。
 - ア 地域包括支援センター（以下「センター」という。）の設置者の選定及び変更に関すること。
 - イ センターの設置者が他のサービス事業者となること。
 - ウ センター職員の確保に関すること。
 - エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
 - オ センターの運営状況の評価
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、センターに関して市長が必要と認める事項
- (3) 次に掲げる事項について、市長に対して意見を述べること。
 - ア 地域密着型サービスの指定
 - イ 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定
 - ウ 地域密着型サービスの質の確保、運営評価等に関すること。
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、地域密着型サービスに関して市長が必要と認める事項

2 推進協議会は、前項第2号アからカまでの事項を審議する場合にあっては、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会を兼ねるものとする。

(委員)

第3条 推進協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による介護保険被保険者（第1号被保険者及び第2号被保険者）
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者、職能団体等に属する者
- (3) 地域における福祉活動、権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者

(会長)

第4条 推進協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総括し、推進協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠によって選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見を求めることができる。

(部会)

第7条 推進協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会について必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年5月1日)

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

付 則 (平成27年4月7日要綱第84号)

この要綱は、平成27年4月7日から施行する。

付 則 (平成28年4月1日要綱第41号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日から平成30年3月31日までの間に委嘱される委員の任期は、改正後の武蔵野市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第5条の規定にかかわらず、同日までとする。